

【きわなみ荘・新きわなみ荘】

## ◆介護予防通所介護サービス利用料

ご利用者が負担する金額は、次のとおりです。

$$\{①基本報酬+②加算\} \times ③介護職員処遇改善加算 = ④利用者負担額$$

### ①基本報酬

利用時間	要支援1	要支援2
	1ヶ月 1,647単位	1ヶ月 3,377単位

※1単位=10円

※介護予防通所介護の基本料金は、1ヶ月定額となっております。

※きわなみ荘・新きわなみ荘は、9:00~15:40、9:40~15:40、または9:40~15:40で利用していただきますので、基本は5時間以上7時間未満でのサービス提供時間となります。

### ②加算

サービス提供体制強化加算（I）イ	要支援1	要支援2
	1ヶ月 1,647単位	1ヶ月 3,377単位

※サービス提供体制強化加算（I）イは、介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上である事業所に加算されます。

※区分支給限度基準額の算定対象外です。

### ③介護職員処遇改善加算 I

※上記①+②の合計単位数に2.2%を乗じた単位数。

※区分支給限度額の対象外です。



### ④利用者負担額

利用者負担額	要支援1	要支援2
	1ヶ月あたり 1,757円	1ヶ月あたり 3,598円